

介護保険制度の円滑な運営

施策の目標 ・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します。

個別施策

- (1) 情報発信の充実
- (2) 人材の確保および資質の向上
- (3) 事業者への支援・指導体制の充実
- (4) 低所得者向け施策の実施
- (5) 介護認定の公平性・公正性の確保
- (6) 介護給付適正化計画の推進

重要業績評価指標(KPI)

指標		現状値(年度)	目標値
指標 10	ケアプランの 点検件数	6 件 (H28)	100 件 (H32)

<主な取組>

基本施策 8	個別施策(1) 情報発信の充実	
	①	制度の周知・啓発
	②	介護サービスに関する情報提供

取組の内容

① 制度の周知・啓発

介護保険制度や本市が実施する高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた「介護保険と高齢者福祉の手引き」を作成し、市の窓口で配布するほか、地域の各種団体などの要請に応じ、介護保険制度についての出前講座を行うなど、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

② 介護サービスに関する情報提供

市内の介護サービス事業所の所在地や電話番号を掲載した函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス計画作成時にあたり利用者の相談等に役立つよう、事業所ごとの加算の算定状況や実費負担となる料金の内容等を掲載した介護サービス事業所体制等一覧および居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

基本施策 8	個別施策(2) 人材の確保および資質の向上	
	①	サービス従事者の育成と質の向上
	②	介護職員の人材確保
	③	介護サービスにおける事故防止の徹底

取組の内容

① サービス従事者の育成と質の向上

要介護高齢者等が適切な介護サービスを利用できるよう、利用者の心身の状態やサービス利用に対する希望などを考慮して、介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行うケアマネジャーは、介護保険制度の要となる者であり、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの関係団体の活動への支援を行うとともに、定期的な研修・指導を実施します。

また、介護・福祉施設等職員が高齢者等に配慮したより質の高いサービスを適切に提供できるよう研修会などを行います。

② 介護職員の人材確保

介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着およびキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に対して市独自に支援を行うほか、労働環境および処遇の改善など、国や北海道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

③ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に利用者の転倒骨折などの事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市へ報告書を提出するよう規定しており、市は提出された報告書を踏まえ事故の未然の防止について指導します。

事故報告の状況

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事故報告件数(件)	561	558	378
誤薬	216	210	145
転倒	194	199	117
転落	15	31	9
誤嚥	17	12	10
その他	119	106	97
うち骨折	215	226	150

※平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(3) 事業者への支援・指導体制の充実	
	①	適正な事業者の指定
	②	事業者への指導・監査

取組の内容

① 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

② 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

指導監査の実施状況

区分	実績			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
実地指導(件)	207	198	72	
集団指導(事業所数)	477	510	0	
監査(件)	5	12	6	
結果 (件)	文書口頭指導	166	181	66
	改善勧告	2	1	4
	改善命令	0	0	0
	指定の停止	0	4	2
	指定の取消	0	5	0

※平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(4) 低所得者向け施策の実施	
	①	介護保険料の軽減
	②	介護保険料の減免
	③	利用者負担の軽減

取組の内容

① 介護保険料の軽減

今期計画では、第1段階の者を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の者を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

② 介護保険料の減免

災害、失業等の理由で保険料の納付が困難な者に対し、保険料の納付の猶予や減免を実施します。また、第2段階・第3段階の者のうち、所得が低く生活に困窮している者に対し、一定の条件を満たす場合、申請により保険料を軽減します。

③ 利用者負担の軽減

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援などを引き続き実施します。

基本施策 8	個別施策(5) 介護認定の公平性・公正性の確保	
	①	訪問調査
	②	介護認定審査会

取組の内容

① 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

② 介護認定審査会

介護認定に係る訪問調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要度(要介護状態等区分)の判定を行う介護認定審査会において、公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会委員の必要な知識、技術の修得および向上に努めます。

基本施策 8	個別施策(6) 介護給付適正化計画の推進
-----------	----------------------

取組の内容

介護給付適正化計画に従って、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、介護給付等の適正化を進めます。